



復本第866号
平成26年6月5日

福島県双葉郡浪江町長
馬場 有 殿

福島復興再生総局事務局長
中島 正弘
復興庁統括官付参事官
牛島 授公



東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う荒廃家屋の解体事務の実施に係る照会に対する回答

罹災証明書の交付及びその前提となる住家等の被害調査に関する事務は、市町村の自治事務に該当するものであり、地域の実情に応じて、各市町村の判断に基づいて行われるべきであるも、平成26年6月3日付貴町長発根本復興大臣、石原内閣府特命担当大臣（原子力防災）兼環境大臣及び古屋内閣府特命担当大臣（防災）宛書簡（26浪第57号）で照会のあった件については、下記のとおり通知する。

記

1. について
貴見のとおりで差し支えない。
2. について
貴見のとおりで差し支えない。

以上